

国内の外国人労働者 2021年は過去最多の173万人

厚生労働省は、日本で働く外国人労働者は2021年10月末時点で172万7221人だったと発表しました。20年に比べ0.2%（2893人）増え、届け出が義務化された07年以降で最多になりました。新型コロナウイルスの感染拡大による入国制限で伸び率は9年ぶりの低水準でしたが、日本留学を経て就職した外国人などが増えてプラスを維持しました。

国籍別ではベトナムが最も多い45万3344人で、2.1%増となり、中国が39万7084人（5.3%減）で続き、3番目がフィリピンで19万1083人（3.4%増）でした。一方、「技能実習」は35万1788人と12.6%減となりました。コロナの感染拡大により、入国者が減ったことが響きました。

産業別にみると「医療、福祉」が前の年より33.0%多い5万7788人と伸びが目立ち、製造業は46万5729人で前の年から3.4%減となり、2年連続で前年を下回りました。

2022年度の公的年金0.4%減 2年連続マイナスに

厚生労働省は、2022年度の公的年金の支給額を21年度に比べて0.4%引き下げると発表しました。厚生年金を受け取る夫婦2人のモデル世帯で、903円減って月額21万9593円となります。年金額を決める際の指標である現役世代の賃金下がっているため、2年連続の減額になります。

自営業者らが入る国民年金は、40年間保険料を納めた満額支給の場合で259円減の月額6万4816円になり、厚生年金のモデル世帯とは平均的な収入（賞与を含む月額換算で43万9千円）で40年間働いた夫と専業主婦の世帯をさします。

21年の消費者物価指数の下落のほか、過去3年間平均の名目賃金変動率は0.4%下がりました。賃金変動率が物価を下回る場合、賃金変動率にあわせ年金額を改定するルールになっています。なお、賃金や物価の伸びより年金の支給額を抑える「マクロ経済スライド」の発動は2年連続で見送りました。

雇用保険料率引き上げなどの改正案を提出へ

雇用保険の財源不足が課題となる中、厚生労働省は労使折半で賃金の0.2%を負担している失業給付などを支払う事業の保険料率を、今年10月から0.6%に引き上げるなどとした雇用保険法などの改正案を通常国会に提出する方針を決めました。新型コロナの影響が続く中、一昨年2月から、これまでの雇用調整助成金などの支給額は5兆円を超えており、雇用保険の財源不足が課題となっています。

改正案によりますと、現在、労使折半で賃金の0.2%を負担している失業給付などを支払う事業の保険料率を、今年4月から半年間据え置いたうえで、10月から来年3月まで0.6%に引き上げるとしています。

また、現在、2.5%となっている失業給付などの事業についての「国庫負担率」を、雇用情勢や保険の財政状況が悪化した場合に25%に引き上げることや、積立金が枯渇するなどの状況に応じて、一般会計から資金を繰り入れる新たな制度の導入などを盛り込んでいます。



- SL 冬の湿原号 -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【短時間労働者の社会保険適用拡大】

従前の制度では社会保険の適用において加入要件を満たさなかったパート・アルバイト等について現在は法改正により従業員「501人以上」の会社では①週の所定労働時間が20時間以上、②月の所定内賃金が88,000円以上、③2ヶ月を超える雇用の見込み等の条件を満たす短時間労働者については加入が必要となっています。この社会保険の適用拡大について2022年10月に「101人以上」、2024年10月に「51人以上」の企業にまで適用が広がります。加入対象者の増加やそれに伴う社会保険料の負担が大きく変わることになりますので、ご注意ください。

事務所より

昨年末まで降雪があまりなく、雪のほとんどない年末を迎えた十勝でしたが、年が明け、恒例行事のようにドカ雪が降り、あたりは一転して雪景色となりました。記録的な降雪が続く札幌方面等に比べると、全然マシなのかもしれませんが、少しずつ降るのではなく一気にたくさん降る十勝特有の雪の降り方も除雪や交通状況に大きな影響を与えていますね。それでも冬らしい景色が見られるのも雪国に住む人達の特権かと思いますので、しばらくのような寒さも体感しながら、十勝の冬を楽しみたいものですね。

年末年始は状況がかなり落ち着いていた新型コロナウイルスですが、新たな変異株が猛威を振るい、十勝でも感染が拡大しています。濃厚接触者等について従前とは違う形での対応を行う流れとなっており、社内においても感染者が出た場合の対応は変わってくる可能性があります。また、北海道にもまん延防止等重点措置が適用されたことで雇用調整助成金の受給に関する特例措置が適用になる余地が増えます。さらに十勝でも学校関係で感染が拡大していることから小学校休業等対応助成金の活用が出来る場面も増える事が考えられます。社内の感染予防に努めるとともに、各種制度の活用についても考慮した上での対応が必要になるかと思います。

業 務 内 容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

今年の10月から従業員数が101~500人の事業所のパートやアルバイトの社会保険の加入条件が変わります。週の所定労働時間が20時間以上、月額賃金が8.8万円以上等の条件を満たす場合には短時間労働者についても社会保険への加入が必要となります。従業員数51人以上の事業所についても2024年10月から適用が拡大されることとなります。社会保険の適用拡大についてご不明な点等ありましたら、お気軽にご相談ください。

